

官報号外

平成十九年六月八日

○第百六十六回 参議院会議録第二十四号

平成十九年六月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十四号

平成十九年六月八日

午前十時開議

第一 更生保護法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
日程第一 更生保護法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山下栄一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(山下栄一君登壇、拍手)

本件につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(投票開始)

更生保護法案 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

平成十九年六月八日 参議院会議録第三十四号

本法律案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者が社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、あわせて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、更生保護の目的、更生保護における國の責務の果たし方、仮釈放の審理及び仮釈放許可基準の在り方、遵守事項の定め方及び不良措置適用の在り方、保護観察体制の強化、更生保護に対する国民の理解の促進等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(午前十時六分散会)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。
投票の結果を報告いたしました。

投票総数 百八十四
賛成 百八十四
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第一 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長大江康弘君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(大江康弘君登壇、拍手)

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、利用者の利便のほか輸送の安全を確保する観点から、指定地域を拡大するとともに、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、タクシー事業の規制緩和の効果と見直しの必要性、緊急調整措置の要件

の見直しとその効果的な発動、今後の指定地域制度の運用の在り方、タクシー運転者の労働条件の改善等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。
〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 百八十四
賛成 百八十四
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。
(投票者氏名は本号末尾に掲載)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

(午前十時六分散会)

出席者は左のとおり

平成十九年六月八日 参議院会議録第三十四号

議長の報告事項

官 報 (号外)

厚生労働委員 辞任		補欠	
南野知恵子君	秋元 司君	櫻井 充君	(閣法第六八号)
島田智哉子君	羽田雄一郎君	平野 達男君	総務委員会に付託
松岡 徹君	峰崎 直樹君	松岡 和夫君	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑
弘友 和夫君	下田 敦子君	山本 孝史君	事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第七
山本 保君	山本 孝史君	七号)	七号) 法務委員会に付託
農林水産委員 辞任	岩城 光英君	山崎 正昭君	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
尾立 源幸君	松下 新平君	平田 健二君	基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
平田 健二君	小川 敏夫君	風間 親君	を課する等の措置を講じたことについて承認を
福本 潤一君	福本 潤一君	福本 潤一君	求めるの件(閣承認第三号)
経済産業委員 辞任	松村 祥史君	北岡 秀二君	経済産業委員会に付託
山本 保君	大塚 耕平君	大塚 耕平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
井上 哲士君	羽田雄一郎君	前田 武志君	した旨衆議院に通知した。
環境委員 辞任	小林美恵子君	櫻井 充君	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の
岩城 光英君	岡田 広君	西田 吉宏君	一部を改正する法律案
岡田 広君	小川 敏夫君	平田 健二君	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
同日議長は、次衆議院提出案を環境委員会に付託した。	同日議長は、次衆議院提出案を環境委員会に付託した。	同日議長は、次衆議院提出案を環境委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
エコツーリズム推進法案(衆第三六号)	株式会社日本政策投資銀行法	同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案
九二号)、日本国教育基本法案(參第六号)、	昨七月議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
(第四五号)	内閣委員	株式会社日本政策投資銀行法	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
第一班 狩野 安	蓮 肩	中島 啓雄	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
第二班 中川 義雄	水岡 俊一	荻原 健司	知した。
第三班 神取 忍	佐藤 泰介	鷗淵 洋子	特定期射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律
福本 潤一	林 久美子	白浜 一良君	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律
井上 哲士	高橋 千秋君	魚住裕一郎君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
一、派遣地	第一班 茨城県 福島県	南野知恵子君	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
第一班 愛知県 神奈川県	神取 忍	秋元 司君	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
一、期間 両班とも六月十日及び十一日の二日	福本 潤一	中川 雅治君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
間	井上 哲士	岩城 光英君	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
一、費用 概算四六〇、八〇〇円	高橋 千秋君	前田 武志君	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
右のとおり議決した。よつて参議院規則第八百八十一条の二により承認を求めます。	小林 正夫君	小林 正夫君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
平成十九年六月五日	法務委員	法務委員	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
参議院議長 扇 千景殿	中川 雅治君	中川 雅治君	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	高橋 千秋君	高橋 千秋君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第四四号)	岩城 光英君	岩城 光英君	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
同日議長は、次衆議院提出案を環境委員会に付託した。	佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
エコツーリズム推進法案(衆第三六号)	千葉 景子君	千葉 景子君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
九二号)、日本国教育基本法案(參第六号)、	円 より子君	円 より子君	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
(第四五号)	外交防衛委員	外交防衛委員	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
小泉 顯雄君	小泉 昭男君	小泉 昭男君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
岸 信夫君	福島啓史郎君	福島啓史郎君	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
同日議長は、次衆議院提出案を環境委員会に付託した。	松村 祥史君	松村 祥史君	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
エコツーリズム推進法案(衆第三六号)	円 より子君	円 より子君	教育職員の資質及び能力の向上のための教育
九二号)、日本国教育基本法案(參第六号)、	補欠	補欠	職員免許の改革に関する法律案(參第七号)、
(第四五号)	補欠	補欠	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(參第八号)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(參第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

			官 報 (号 外)
文教科学委員	中川 雅治君 若林 秀樹君 峰崎 直樹君 北澤 俊美君 千葉 景子君	環境委員	辞任 福山 哲郎君 補欠 山本 孝史君
厚生労働委員	山東 昭子君 尾立 源幸君 島田智哉子君 広田 一君 円 より子君	予算委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員	北岡 秀二君 岸 信夫君 野村 小泉 昭男君 櫻井 充君 島田智哉子君 福山 哲郎君 山本 弘友 和夫君	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四〇号)
経済産業委員	秋元 司君 岩城 光英君 野村 哲郎君 峰崎 直樹君 山本 孝史君 山本 保君	辞任 小泉 賢二君 吉田 博美君 黒岩 宇洋君 藤原 正司君 又市 征治君 潤上 貞雄君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。
国土交通委員	松村 祥史君 小林 正夫君 若林 秀樹君 弘友 和夫君	補欠 山東 昭子君 北岡 秀二君 福島啓史郎君 高橋 千秋君 尾立 源幸君 山本 保君	新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第一七号)
国土交通委員	北澤 俊美君 櫻井 充君 前田 武志君 魚住裕一郎君	辞任 理事 岡田 広君 理事 谷合 正明君 理事 未松 信介君 理事 谷合 正明君 同日衆議院から、次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。	戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一九号)
国土交通委員	白浜 一良君	補欠 理事 岡田 広君 理事 谷合 正明君 理事 未松 信介君 理事 谷合 正明君	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。
第九六号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国との間の協約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の協約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第九六号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

官報(号外)

審査報告書

更生保護法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月七日

法務委員長 山下 栄一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取することとするしようとするものであり、妥当な措置と認めなが、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たつては、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一本法の運用に当たつては、対象者の改善更生が再犯防止と一体のものとして行われるよう関係機関に周知徹底を図ること。また、更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、その充実強化を図るために、十分な財政措置を講ずること。

二 更生保護の一層の充実を図るために、他の刑事

司機関との連携を強化し、情報の共有化に努めること。また、定住支援、就労支援などの自立更生支援の実効性を一層高めるため、社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化を図ること。

三 地方更生保護委員会の委員の任命に当たつては、積極的に民間人、特に、法律、精神医学、社会福祉等の専門家等のうちから男女のバランスにも考慮して登用すること。

四 仮釈放等の判断が適切に行われるよう仮釈放許可基準の見直し等を進め、その審理に当たつては、被害者等の意見が適切に反映されるとともに、そのことによって仮釈放等がいたずらに消極化しないよう十分に配慮すること。また、受刑者本人の仮釈放等への関与の機会の拡大や仮釈放等取消措置前の告知聴聞の機会の保障について引き続き検討を進めること。

五 実効性の高い保護観察を実施するために、特に、保護観察官の専門性の一層の強化及び大幅な増員、保護観察所運営の改善に努めるとともに、保護司の待遇改善、新たな責任者の確保など保護司制度の一層の充実に努め、保護観察体制の着実な強化を図ること。

六 特別遵守事項の設定に当たつては、当該対象者の状況を十分に踏まえた現実に達成可能なものとするよう配意するとともに、その違反を機械的に不良措置に結び付けることがないよう、適正に運用すること。

七 満期釈放者や更生保護施設への入所を断られた者等への支援措置の在り方にについて、引き続き調査・研究を行い、必要な措置を講ずること。

八 保護観察対象者の改善更生を図る上で、更生

保護施設の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることにかんがみ、十分な財政措置を含む支援を一層強化するとともに、公的更生保護施設の設置・運営について調査・研究を進めること。

右決議する。

保護施設の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることにかんがみ、十分な財政措置を含む支援を一層強化するとともに、公的更生保護施設の設置・運営について調査・研究を進めること。

第三章 保護観察

第一節 通則(第四十八条—第六十五条)
第二節 収容中の者の退院(第四十六条—第四十七条)

第三節 少年院仮退院者(第七十一条—第七十四条)
第四節 仮釈放者(第七十五条—第七十八条)
第五節 保護観察付執行猶予者(第七十九条—第八十一条)

第六節 生活環境の調整(第八十二条—第八十四条)
第七節 更生緊急保護等(第八十五条—第八十七条)

第八節 行政手続法の適用除外(第九十一条—第九十三条)
第九節 審査請求(第九十二条—第九十六条)
第十節 恩赦の申出(第八十九条—第九十条)
第十一節 審査請求等(第八十一条—第八十三条)

第十二節 附則(第八十八条—第八十九条)

第十三節 第二章 附則(第二十九条—第三十条)
第十四節 保護観察官及び保護司(第三十一条—第三十二条)

第十五節 第三章 附則(第三十三条—第三十四条)

第十六節 第四章 附則(第三十五条—第三十六条)

第十七節 第五章 附則(第三十七条—第三十八条)

第十八節 第六章 附則(第三十九条—第四十条)

第十九節 第七章 附則(第四十一条—第四十二条)

第二十節 第八章 附則(第四十三条—第四十四条)

第二十一節 第九章 附則(第四十五条—第四十六条)

第二十二節 第十章 附則(第四十七条—第四十八条)

第二十三節 第十一章 附則(第四十九条—第五十条)

第二十四節 第十二章 附則(第五十一条—第五十二条)

第二十五節 第十三章 附則(第五十三条—第五十四条)

第二十六節 第十四章 附則(第五十五条—第五十六条)

第二十七節 第十五章 附則(第五十七条—第五十八条)

第二十八節 第十六章 附則(第五十九条—第六十条)

第二十九節 第十七章 附則(第六十一条—第六十二条)

第三十節 第十八章 附則(第六十三条—第六十四条)

第三十一節 第十九章 附則(第六十五条—第六十六条)

第三十二節 第二十章 附則(第六十七条—第六十八条)

第三十三節 第二十一章 附則(第六十九条—第七十条)

第三十四節 第二十二章 附則(第七十一条—第七十二条)

第三十五節 第二十三章 附則(第七十三条—第七十四条)

第三十六節 第二十四章 附則(第七十五条—第七十六条)

第三十七節 第二十五章 附則(第七十七条—第七十八条)

第三十八節 第二十六章 附則(第七十九条—第八十条)

第三十九節 第二十七章 附則(第八十一条—第八十二条)

第四十節 第二十八章 附則(第八十三条—第八十四条)

第四十一節 第二十九章 附則(第八十五条—第八十六条)

第四十二節 第三十章 附則(第八十七条—第八十八条)

第三章 収容中の者の不定期刑の終了(第四十三条—第四十五条)

第四章 収容中の者の退院(第四十六条—第四十七条)

第五章 附則(第四十八条—第四十九条)

第六章 附則(第五十条—第五十一条)

第七章 附則(第五十二条—第五十三条)

第八章 附則(第五十四条—第五十五条)

第九章 附則(第五十六条—第五十七条)

第十章 附則(第五十八条—第五十九条)

第十一章 附則(第六十条—第六十一条)

第十二章 附則(第六十二条—第六十三条)

第十三章 附則(第六十四条—第六十五条)

第十四章 附則(第六十六条—第六十七条)

第十五章 附則(第六十八条—第六十九条)

第十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第二十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第二十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第二十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第二十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第二十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第二十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第二十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第二十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第二十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第二十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第三十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第三十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第三十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第三十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第三十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第三十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第三十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第三十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第三十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第三十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第四十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第四十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第四十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第四十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第四十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第四十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第四十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第四十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第四十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第四十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第五十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第五十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第五十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第五十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第五十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第五十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第五十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第五十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第五十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第六十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第六十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第六十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第六十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第六十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第六十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第六十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第六十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第六十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第六十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第七十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第七十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第七十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第七十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第七十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第七十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第七十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第七十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第七十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第七十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第八十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第八十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第八十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第八十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第八十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第八十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第八十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第八十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第八十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第八十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第九十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第九十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第九十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第九十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第九十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第九十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第九十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第九十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第九十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第九十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百一章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百六章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百二十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百二十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百二十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百二十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百二十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百二十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百二十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百二十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百二十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百二十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百三十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百三十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百三十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百三十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百三十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百三十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百三十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百三十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百三十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百三十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百四十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百四十一章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百四十二章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百四十三章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百四十四章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百四十五章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百四十六章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百四十七章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百四十八章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百四十九章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百五十章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百五十章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百五十章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百五十章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百五十章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百五十章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百五十章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百五十章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百五十章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百五十章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百五十章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百五十章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百五十章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百五十章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百五十章 附則(第七十四条—第七十五条)

第一百五十章 附則(第七十六条—第七十七条)

第一百五十章 附則(第七十八条—第七十九条)

第一百五十章 附則(第七十条—第七十一条)

第一百五十章 附則(第七十二条—第七十三条)

第一百五十章 附則(第七十四条—第七十五条)

はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

(国の責務等)

第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対しても必要な協力をすることができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

(運用の基準)
第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとする措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

第二節 中央更生保護審査会
(設置及び所掌事務)
第四条 法務省に、中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七条 委員長及び委員の任期は、三年とする。

- 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること。

二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

四 前二号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

五 委員長及び委員四人をもつて組織する。

六 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

七 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

八 委員長及び常勤の委員は、在任中、法務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

九 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

十 委員長及び委員の罷免は、委員長が心身の故解雇のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかるわらず、委員長又は委員を任命することができる。

十一 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、委員長又は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免することができないときは、法務大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

十二 委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。

十三 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

十四 委員長及び委員の任期は、三年とする。

- ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員の服務等)
第八条 委員のうち二人は、非常勤とする。

二 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序により、常勤の委員が委員長の職務を行う。

三 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

四 審査会がその権能として行う調査又は第四条第二項第二号に規定する審査のための審理は、審査会の指名により、委員長又は一人の委員で行うことができる。

五 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。

六 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

七 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

八 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

九 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十一 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十二 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十三 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十四 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十五 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十六 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十七 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十八 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

十九 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十一 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十二 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十三 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十四 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十五 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

二十六 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(決定書)

第二十六条 第二十三条第一項の合議体の決定は、決定書を作成してしなければならない。

(決定の告知)

第二十七条 前条の決定は、当該決定の対象とされた者に対し、これを告知することによって、その効力を生ずる。

2 前項の決定の告知は、その対象とされた者に對して当該決定を言い渡し、又は相当と認める方法により決定書の謄本をその者に送付して、行うものとする。ただし、急速を要するときは、法務省令で定める方法によることができるものとする。

3 第一項の決定の対象とされた者が刑事施設に収容され、若しくは労役場に留置されている場合又は少年院若しくは婦人補導院に収容されている場合において、決定書の謄本を当該刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附設された刑事施設)の長、少年院の長又は婦人補導院の長に送付したときは、当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

4 決定書の謄本を、第一項の決定の対象とされた者が第五十条第四号(売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により居住すべき住居第五十一条第二項第五号(同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により宿泊すべき特定の場所が定められている場合には、当該場所において、書留郵便又は民間事業者による信書の送達第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供

する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるものに付して発送した場合においては、その發

送の日から五日を経過した日に当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

(協力の求めに関する規定の準用)

第二十八条 第十四条の規定は、地方委員会について準用する。

第四節 保護觀察所

(所掌事務)

第二十九条 保護觀察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護觀察を実施すること。

二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他他の法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(協力等の求め)

第三十条 保護觀察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

第五節 保護觀察官及び保護司

(保護觀察官)

第三十一条 地方委員会の事務局及び保護觀察所に、保護觀察官を置く。

2 保護觀察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護觀察、調査、生活環境の調整その他犯

罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

第三十二条 保護司は、保護觀察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護觀察所の長の指揮監督を受けて、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護觀察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護司)

第三十三条 地方委員会は、前条第一項の規定により、保護觀察を実施すること。

2 前項の調査を行つては、審理の対象となるべき者が収容されている刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長の意見を聴かなければならない。

第二章 仮釈放等

第一節 仮釈放及び仮出場

(法定期間経過の通告)

第三十四条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条规定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十五条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 刑事施設の長は、拘留の刑の執行のため収容している者又は労役場に留置している者について、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮出場を許すべき旨の申出をしなければならない。

(申出によらない審理の開始等)

第三十六条 地方委員会は、前条の申出がない場

合であつても、必要があると認めるときは、仮釈放又は仮出場を許すか否かに関する審理を開始することができる。

2 地方委員会は、前項の規定により審理を開始するに当たつては、あらかじめ、審理の対象となるべき者が収容されている刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長の意見を聴かなければならない。

3 第十三條及び第二十五条第二項の規定は、第一項の調査について準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護觀察所の長」とあるのは、「及び保護觀察所の長」と読み替えるものとする。

2 第十三条及び第二十五条第二項の規定は、第一項の調査について準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護觀察所の長」とあるのは、「及び保護觀察所の長」と読み替えるものとする。

(仮釈放の審理における委員による面接等)

第三十七条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理においては、その構成員である委員をして、審理対象者と面接させなければならぬ。ただし、その者の重い疾病若しくは傷害により面接を行うことが困難であると認められ

るとき又は法務省令で定める場合であつて面接の必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに關する審理において必要があると認めるときは、審理対象者について、保護観察所の長に対し、事項を定めて、第八十二条の規定による生活環境の調整を行うことを求めることができる。

3 前条第二項の規定は、仮釈放を許すか否かに關する審理における調査について準用する。
(被害者等の意見等の聴取)

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに關する審理を行つて、法務省令で定めることにより、被害者等の審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。)から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情(以下この条において「意見等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聽取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。
(仮釈放及び仮出場を許す処分)

第三十九条 刑法第二十八条の規定による仮釈放

を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分は、地方委員会の決定をもつてするものとする。

2 地方委員会は、仮釈放又は仮出場を許す処分をするに当たつては、釈放すべき日を定めなければならぬ。

3 地方委員会は、仮釈放を許す処分をするに当たつては、第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定める場合その他特別の事情がある場合を除き、第八十二条の規定による住居の調整の結果に基づき、仮釈放を許される者が居住すべき住居を特定するものとする。

4 地方委員会は、第一項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、その釈放までの間に、刑事施設の規律及び秩序を害する行為をしたこと、予定されていた釈放後の住居、就業先その他の生活環境に著しい変化が生じたことその他その釈放が相当でないと認められる特別の事情が生じたと認めるときは、仮釈放又は仮出場を許すか否かに關する審理を再開しなければならない。この場合においては、当該決定は、その効力を失う。

5 第三十六条の規定は、前項の規定による審理の再開に係る判断について準用する。

(仮釈放中の保護観察)

第四十条 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付する。

第二節 少年院からの仮退院

(仮退院を許す処分)

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、

最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すものとする。

3 第一項の決定の対象とされた者の刑期は、前項の通知が刑事施設又は少年院に到達した日になればならない。

4 第四十二条 第三十五条第二項から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第十二条第二項」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

第三節 収容中の者の不定期刑の終了
(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出)

第四十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、不定期刑の執行のため収容している者について、その刑の短期が経過し、かつ、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、刑の執行を受け終わつたものとすべき旨の申出をしなければならない。

(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出)

第四十四条 地方委員会は、前条に規定する者について、同条の申出があつた場合において、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、決定をもつて、刑の執行を受け終わつたものとしなければならない。

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

3 第一項の決定の対象とされた者の刑期は、前項の通知が刑事施設又は少年院に到達した日になればならない。

4 第四十五条 第三十七条の規定は、前条第一項の執行を終了するか否かに關する審理について準用する。

5 第四十七条 第三十七条の規定は、前条第一項の決定をするか否かに關する審理について準用する。

6 第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」といふ)
(保護観察の対象者)

第三章 保護観察

第一節 通則

第四十九条 刑法第二十八条の規定による仮釈放

を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分は、地方委員会の決定をもつてするものとする。

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象とされた者が収容されている

書面で通知するとともに、当該決定を受けた者に對し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

3 第一項の決定の対象とされた者の刑期は、前項の通知が刑事施設又は少年院に到達した日に終了するものとする。

4 第四十二条 第三十五条第二項から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第十二条第二項」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

5 第四十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、不定期刑の執行のため収容している者について、その刑の短期が経過し、かつ、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、刑の執行を受け終わつたものとすべき旨の申出をしなければならない。

(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出)

6 第四十四条 地方委員会は、前条に規定する者について、同条の申出があつた場合において、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、決定をもつて、刑の執行を受け終わつたものとしなければならない。

7 第四十五条 第三十七条の規定は、前条第一項の執行を終了するか否かに關する審理について準用する。

8 第四十六条 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

9 第四十七条 第三十七条の規定は、前条第一項の決定をするか否かに關する審理について準用する。

10 第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」といふ)
(保護観察の対象者)

第三章 保護観察

第一節 通則

第十章 附則

第十一章 罰則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

第二十章 附則

第二十一章 附則

第二十二章 附則

第二十三章 附則

第二十四章 附則

第二十五章 附則

第二十六章 附則

第二十七章 附則

第二十八章 附則

第二十九章 附則

第三十章 附則

第三十一章 附則

第三十二章 附則

第三十三章 附則

第三十四章 附則

第三十五章 附則

第三十六章 附則

第三十七章 附則

第三十八章 附則

第三十九章 附則

第四十章 附則

第四十一章 附則

第四十二章 附則

第四十三章 附則

第四十四章 附則

第四十五章 附則

第四十六章 附則

第四十七章 附則

第四十八章 附則

第四十九章 附則

第五十章 附則

第五十一章 附則

第五十二章 附則

第五十三章 附則

第五十四章 附則

第五十五章 附則

第五十六章 附則

第五十七章 附則

第五十八章 附則

第五十九章 附則

第六十章 附則

第六十一章 附則

第六十二章 附則

第六十三章 附則

第六十四章 附則

第六十五章 附則

第六十六章 附則

第六十七章 附則

第六十八章 附則

第六十九章 附則

第七十章 附則

第七十一章 附則

第七十二章 附則

第七十三章 附則

第七十四章 附則

第七十五章 附則

第七十六章 附則

第七十七章 附則

第七十八章 附則

第七十九章 附則

第八十章 附則

第八十一章 附則

第八十二章 附則

第八十三章 附則

第八十四章 附則

第八十五章 附則

第八十六章 附則

第八十七章 附則

第八十八章 附則

第八十九章 附則

第九十章 附則

第九十一章 附則

第九十二章 附則

第九十三章 附則

第九十四章 附則

第九十五章 附則

第九十六章 附則

第九十七章 附則

第九十八章 附則

第九十九章 附則

第一百章 附則

第一百一章 附則

第一百二章 附則

第一百三章 附則

第一百四章 附則

第一百五章 附則

第一百六章 附則

第一百七章 附則

第一百八章 附則

第一百九章 附則

第一百二十章 附則

第一百二十一章 附則

第一百二十二章 附則

第一百二十三章 附則

第一百二十四章 附則

第一百二十五章 附則

第一百二十六章 附則

第一百二十七章 附則

第一百二十八章 附則

第一百二十九章 附則

第一百三十章 附則

第一百三十一章 附則

第一百三十二章 附則

第一百三十三章 附則

第一百三十四章 附則

第一百三十五章 附則

第一百三十六章 附則

第一百三十七章 附則

第一百三十八章 附則

第一百三十九章 附則

第一百四十章 附則

第一百四十一章 附則

第一百四十二章 附則

第一百四十三章 附則

第一百四十四章 附則

第一百四十五章 附則

第一百四十六章 附則

第一百四十七章 附則

第一百四十八章 附則

第一百四十九章 附則

第一百五十章 附則

第一百五十一章 附則

第一百五十二章 附則

第一百五十三章 附則

第一百五十四章 附則

第一百五十五章 附則

第一百五十六章 附則

第一百五十七章 附則

第一百五十八章 附則

第一百五十九章 附則

第一百六十章 附則

第一百六十一章 附則

第一百六十二章 附則

第一百六十三章 附則

第一百六十四章 附則

第一百六十五章 附則

第一百六十六章 附則

第一百六十七章 附則

第一百六十八章 附則

第一百六十九章 附則

第一百七十章 附則

第一百七十ー章 附則

第一百七十ーー章 附則

第一百七十ーーー章 附則

第一百七十ーーーー章 附則

第一百七十ーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

第一百七十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 附則

者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分に付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)

二 少年院からの仮退院を許されて第四十二条において準用する第四十条の規定により保護観察に付されている者(以下「少年院仮退院者」という。)

三 仮釈放を許されて第四十条の規定により保護観察に付されている者(以下「仮釈放者」という。)

四 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者(以下「保護観察付執行猶予者」という。)

(保護観察の実施方法)

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条に規定する指導監督及び第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 保護観察処分少年又は少年院仮退院者に対する保護観察は、保護処分の趣旨を踏まえ、その者の健全な育成を期して実施しなければならない。

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

一 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。

二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保

護司による指導監督を誠実に受けのこと。

イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。

ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通

学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。

二 労働に従事すること、通学することその他

の再び犯罪をすることなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。

三 七日未満の旅行、離職、身分関係の異動そ

の他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。

四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専

門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けのこと。

五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であつて、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊し

て指導監督を受けること。

六 その他指導監督を行うため特に必要な事項(特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

4 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聞き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。

5 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事

項」という。が定められたときは、これを遵守

しなければならない。

2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十四条第一項第一号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

4 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聞き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。

5 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事

項を定め、又は変更することができる。ただし、当該裁判所が不相当とする旨の意見を述べたものについては、この限りでない。

(特別遵守事項の取消し)

第五十三条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを取り消すものとする。

2 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者又は仮釈放者について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、これを取り消すものとする。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について準用する。

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令

で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項又は第四十一条の決定により、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

い。

(特別遵守事項の通知)

第五十五条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、特別遵守事項が定められ、又は変更されたときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者に対し、当該特別遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次項に規定する場合については、この限りでない。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため収容している者について、第三十九条第一項又は第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項が改められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項が改められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの

の)の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

(生活行動指針)

第五十六条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針(以下「生活行動指針」という。)を定めることができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により生活行動指針を定めたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者に対し、当該生活行動指針の内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護観察対象者は、第一項の規定により生活

行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。

4 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

第五十九条 保護観察所の長は、必要があると認めるとときは、保護観察に付されている少年(少年法第二十二条第一項に規定する少年であつて、保護観察処分少年又は少年院仮退院者に限る。)の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その改善更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

(保護観察の管轄)

第六十条 保護観察は、保護観察対象者の居住地(住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の居住地若しくは所在地)を管轄する保護観察所がつかさどる。

(保護観察の実施者)

第六十一条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とするべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

(補導援護の方法)

第五十八条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 職業を補導し、及び就職を助けること。

四 教養訓練の手段を得ることを助けること。

五 生活環境を改善し、及び調整すること。

六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

(保護者に対する措置)

第六十二条 保護観察所の長は、保護観察対象者の適切な方法により生活行動指針の規定により、保護観察対象者に対する措置をとること。

平成十九年六月八日 参議院会議録第三十四号

更生保護法案

一一

官 報 (号 外)

が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合には、当該保護観察対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその目的の範囲内で必要な応急の救護を得られるよう、これを援護しなければならない。
2 前項の規定による援護によつては必要な応急の救護が得られない場合には、保護観察所の長は、予算の範囲内で、自らその救護を行うものとする。
3 前項の救護は、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者に委託して行うことができる。
4 保護観察所の長は、第一項又は第二項の規定による措置をとるに当たつては、保護観察対象者の自助の責任を損なわないよう配慮し（出頭の命令及び引致）
第六十三条 地方委員会又は保護観察所の長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、出頭を命ずることができる。
2 保護観察所の長は、保護観察対象者について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができること。
一 正当な理由がないのに、第五十条第四号に規定する住居に居住しないとき（第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊
二 遵守事項を遵守しなかつたことを疑つて足りる十分な理由があり、かつ、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるとき。
3 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該少年院仮退院者又は仮釈放者を引致することができる。
4 第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は地方委員会の請求により、その所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する。
5 第二項又は第三項の引致状は、判事補が一人で発することができる。
6 第二項又は第三項の引致状は、保護観察官に執行させるものとする。ただし、保護観察官に執行させることができないときは、警察官にその執行を嘱託することができる。
7 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第二項の規定（勾引に関する部分に限る。）
8 第二項又は第三項の引致状による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
10 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の
ができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四条第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六条第二項中「合議体の構成員又は裁判所書記」とあるのは「地方更生保護委員会又は裁判官」であることは「裁判官」と、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」ではないとの見解である。
第六十四条 保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、及び資料の提示を求めることができる。
2 前項の規定による質問及び資料の提示の求めは、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。
3 第二十五条第二項の規定は、第一項の規定による質問及び資料の提示の求めについて準用する。
（被害者等の心情等の伝達）
第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくはない）
議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条规定「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
（保護観察のための調査）
第六十四条 保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、及び資料の提示を求めることができる。
2 前項の規定による質問及び資料の提示の求めは、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。
3 第二十五条第二項の規定は、第一項の規定による質問及び資料の提示の求めについて準用する。
（被害者等の心情等の伝達）
第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくはない）
議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条规定「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
（保護観察のための調査）
第六十四条 保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、及び資料の提示を求めることができる。
2 前項の規定による質問及び資料の提示の求めは、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。
3 第二十五条第二項の規定は、第一項の規定による質問及び資料の提示の求めについて準用する。
（被害者等の心情等の伝達）
第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくはない）
議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条规定「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
（保護観察のための調査）
第六十四条 保護観察所の長は、保護観察のための調査において、必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、及び資料の提示求め

者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他的事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。

この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。

第二節 保護観察処分少年

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)

第六十六条 保護観察処分少年に対する保護観察の期間は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合は、二年)とする。ただし、第六十八条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

官報(保護観察処分少年に対する保護観察の申請)

第六十七条 保護観察所の長は、保護観察処分少年が、遵守事項を遵守しなかつたと認めるときは、当該保護観察処分少年に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた保護

(家庭裁判所への通告等)

第六十八条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について新たに少年法第三条第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、家庭裁判

所に通告することができる。

2 前項の規定による通告があつた場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、これを少年法第二条第一項の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により少年法第二条第一項の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に収容する期間を定めなければならない。

(保護観察の解除)

第六十九条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなりたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

5 保護観察所の長は、第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年について、再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、同項の規定による処分を取り消さなければならない。

(保護観察の一時解除)

第七十条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、その改善更生に資すると認めるときは、当該保護観察処分少年に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十一条、第六十二条、第六十五条、第六十七条及び第六十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同条第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とする。

4 第一項の規定による処分があつたときは、その処分を受けた保護観察処分少年について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に掲げる事項とする。

5 保護観察所の長は、第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年について、再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、同項の規定による処分を取り消さなければならない。

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項を遵守しなかつたことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を発し、又は同条

(少年院への戻し収容の決定)

第七十二条 前条の申請を受けた家庭裁判所は、当該申請に係る少年院仮退院者について、相当と認めるときは、これを少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる。

2 家庭裁判所は、前項の決定をする場合において、二十三歳に満たない少年院仮退院者を二十三歳を超えて少年院に収容する必要があると認めるとときは、当該決定とともに、その者が二十三歳を超えて少年院に収容する期間を定めることができる。

3 家庭裁判所は、二十三歳に達している少年院仮退院者について第一項の決定をするときは、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えて二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

4 家庭裁判所は、第一項の決定に係る事件の審理に当たつては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び保護観察所の長の意見を聽かなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に

出により、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかつたと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを

少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすることができる。ただし、二十三歳に達している

少年院仮退院者については、少年院法第十一条第五項に規定する事由に該当すると認めるとき

に限る。

係る事件の手続は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手続の例による。

(留置)

第七十三条 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十二条の申出があり同条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

- 2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致された日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であつても、留置の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに少年院仮退院者を釈放しなければならない。
- 3 第一項の規定により留置されている少年院仮退院者について、第七十二条の規定による申請があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。
- 4 第一項の規定による留置及び第二項ただし書の規定による留置に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体(第七十二条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体)で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
- 5 第十三条、第一十三条第二項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措

置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の

議事について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

- 6 第一項の規定による留置については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- (少年院仮退院者の退院を許す処分)

第七十四条 地方委員会は、少年院仮退院者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めると(二十三歳を超える少年院仮退院者については、少年法第十二条第五項に規定する事由に該当しなかつたと認めるときその他

- 2 第四十六条第二項の規定は、前項の決定について準用する。
- 3 第一項の規定により仮釈放者が留置された場合において、その者の仮釈放が取り消されたときは、刑法第二十九条第二項の規定にかかわらず、その留置の日数は、刑期に算入するものとする。
- 4 第二十九条第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第四項中「第七十二条の規定による申請」とあるのは、「第七十五条第一項の決定」と読み替えるものとする。
- 5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によつてそ

容について適用があるものとする。

(留置)

第七十六条 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により保釈された仮釈放者について、刑法第二十九条第一項第一号から第三号までに該当する場合であつて前条第一項の決定をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるとき、又は同条第二項の申出がありその審理を開始するときは、当該仮釈放者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

- 3 前項の決定は、急速を要するときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、一人の委員ですることができる。
- 4 第一項の規定により保護観察を停止されるる仮釈放者が第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致されたときは、第二項の決定があつたものとみなす。
- 5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によつてその進行を停止し、第二項の決定があつた時からその進行を始める。
- 6 地方委員会は、仮釈放者が第一項の規定により保護観察を停止されている間に遵守事項を遵守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消しをすることができない。
- 7 地方委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかつたことが明らかになつたときは、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。
- 8 前項の規定により第一項の決定が取り消された場合における仮釈放者の刑期の計算については、第五項の規定は、適用しない。

(仮釈放者の不定期刑の終了)

第七十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなつたと認めるときは、決定をもつて、保護観察を停止することができる。

- 2 前項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者の所在が判明したときは、その所在の地を管轄する地方委員会は、直ちに、決定をもつて、その停止を解かなければならぬ。
- 3 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十九条までの規定は、仮釈放を取り消された者の収容によらなければならない。
- 2 第四十六条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

第五節 保護観察付執行猶予者

(検察官への申出)

第七十九条 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、刑法第二十六条の二第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべきものと認めるときは、刑事訴訟法第三百四十九条第一項に規定する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、書面で、同条第二項に規定する申出をしなければならない。

(留置)

第八十条 保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者について、前条の申出をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該保護観察付執行猶予者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の申出をする必要がなくなつたときは、検察官が刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求をしないことが明らかになつたときその他留置の必要がなくなったときは、直ちに保護観察付執行猶予者を釈放しなければならない。

3 第一項の規定により留置されている保護観察付執行猶予者について、刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、同法第三百四十九条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者にかかるまでの間、繼續して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の二第二項の規定

による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定をもつて、十日間に限り、前項ただし書の期間を延長することができる。この場合において、その決定の告知については、同法による決定の告知の例による。

5 第三項に規定する決定が保護観察付執行猶予者の刑の執行猶予の言渡しを取り消すものであるときは、同項の規定にかかわらず、その決定が確定するまでの間、その者を継続して留置することができる。

6 第一項の規定により保護観察付執行猶予者が留置された場合において、その刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、その留置の日数は、刑期に算入するものとする。

7 第七十三条第六項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項の規定による保護観察を仮に解除している保護観察付執行猶予者にかかる、保護観察所の長の申出により、決定をもつてするものとする。

8 第八十二条 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつてするものとする。

9 第八十三条 第六十一條第一項の規定は、前二条の規定による措置について準用する。

5 第八十二条 第六十一條第一項の規定による措置

掲げる事項を除く」と、同条第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十二条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とする。

4 第一項に規定する处分があったときは、その処分を受けた保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。

5 地方委員会は、刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除している保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状にかんがみ再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもつて、同項の規定による処分を取り消さなければならない。

6 第八十四条 第六十一條第一項の規定は、前二条の規定による措置について準用する。

(準用)

第一節 更生緊急保護等

第八十四条 第六十一條第一項の規定は、前二条の規定による措置について準用する。

(第五章 更生緊急保護等)

第一節 更生緊急保護

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を受け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを擁護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 徵役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わつた者

6 第八十三条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除している保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用

の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができ

る。

7 第八十四条 第六十一條第一項の規定は、前二条の規定による措置について準用する。

(第四章 生活環境の調整)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を受け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを擁護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 徵役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わつた者

8 第八十六条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除している保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用

の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができ

る。

9 第八十七条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除している保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用

の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができ

る。

二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者

三 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護觀察に付きれなかつた者

五 訴追を必要としない公訴を提起しない処分を受けた者

六 罰金又は料の言渡しを受けた者

七 労役場から出場し、又は仮出場を許された者

八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護觀察に付されている者を除く。)

2 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で、國の責任において、行うものとする。

3 更生緊急保護は、保護觀察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとする。

4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に對し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。

3 保護觀察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設(労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長若しくは少年院の意見を聽かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当している者又は労役場に留置されている者について、必要な調査を行わなければならない。

5 更生緊急保護を行うに當たつては、その対象となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他機関から必要な保護を受けることができるようあつせんとともに、更生緊急保護の効率化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならぬ。

化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならぬ。

6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)の規定に基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。

7 あると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)の規定に基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。

8 公務員の申出があつた場合において、保護觀察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2 檢察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に對し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。

3 第六章 恩赦の申出
(恩赦の申出)

第八十九条 恩赦法(昭和二十一年法律第二十号)第十二条に規定する審査会の申出は、法務大臣に対してもするものとする。

4 第九十条 審査会は、前条の申出をする場合には、あらかじめ、申出の対象となるべき者の性格、行状、違法な行為をするおそれの有無、その者に対する社会の感情その他の事項について、必要な調査を行わなければならない。

5 第二条 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書の正本を審査会に、副本を地方委員会に送付しなければならない。

6 第一条の規定による審査請求の期間の計算については、刑事施設の長又は少年院の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

7 第二節 審査請求
(審査請求書の提出)

第九十二条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、審査会に對し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

8 第二節 刑事施設の長は、同項の規定により刑の執行を停止している者について、検察官の請求があつたときは、その者に對し、第五十七条百八十八条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止している者について、検察官の請求があつたときは、その者に對し、第五十七条第一項(第二号及び第三号を除く。)、第五十八条第二項及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることができり、行うものとする。

9 第二節 審査請求
(審査請求書の提出)

第九十三条 刑事施設に収容され、若しくは労役場に留置されている者又は少年院に収容されている者の審査請求は、審査請求書を当該刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場に附置された刑事施設。以下この条において同じ。)の長又は少年院の長に提出してすることができる。

10 第二節 行政手続法の適用除外
(執行停止)

第九十四条 審査会に対する審査請求に関する行政不服審査法第三十四条第三項の規定の適用に

官 報 (号 外)

については、同項本文中「処分庁の意見を聴取したうえ」とあるのは「又は職権で」と、同項ただし書中「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」とあるのは「処分の執行」とする。

(裁決をすべき期間)
第九十五条 審査会は、審査請求を受理した日から六十日以内に裁決をしなければならない。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十六条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雜則

第九十七条 審査会は特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権についての申請に関する記録を、地方委員会はこの法律の規定により決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録を、それぞれ、政令で定めるところにより保存しなければならない。

2 審査会及び地方委員会は、前項の記録の閲覧を求める者があるときは、これをその者の閲覧に供さなければならない。ただし、同項の申出若しくは審理の対象とされた者の改善更生を妨げ、又は関係人の名譽若しくは生活の平穀を害するおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる。(費用の徴収)

第九十八条 保護観察所の長は、第六十一条第二項第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による委託及び第六十二条第二項(第八十八条の規定によりその

例によることとされる場合を含む)の規定による応急の救護に要した費用並びに第八十七条第一項の費用を、期限を指定して、その費用を要した措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、これらの者が、その費用を負担することができないと認めることは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に嘱託することができるとする。

3 政府は、前項の規定により、市町村に対し費用の徴収を嘱託した場合には、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村に交付しなければならない。

4 第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(省令への委任)

第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十六条、第十九条、第二十条及び二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五十九条、第六十七条及び第七十条第六項並びに附則第十二条第二項、第十四条及び第二十八条の規定 この法律の施行の日又は少年法等の一部を改正する法律(平成十九年

法律第一号。附則第十二条において「少年法等一部改正法」という。)の施行の日のいづれか遅い日

(組織に関する経過措置)
第二条 従前の中央更生保護審査会(以下「旧審査会」という。)は、この法律の規定に基づく審査会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(廃分等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法(附則第十二条第二号の規定による廃止前の執行猶予者保護観察法昭和二十九年法律第五十八号。以下「旧執行猶予者保護観察法」という。)又はこの附則の規定による改正前の他の法律(これらの法律に基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定に基づいてした処分、手続きその他の行為であつて、この法律又はこの附則の規定による改正後の他の法律(これらの法律に基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法令の相当の規定に基づいてした処分、手続きその他の行為とみなす。

(合議体の審理に関する経過措置)
第四条 旧法令の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分についてこの法律の施行前にされた旧法令の規定に基づく地方委員会に対する申請は、新法令の相当規定に基づく地方委員会に対する申請とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされていいる処分又は旧犯罪者予防更生法第四十三条の規

4 この法律の施行の際現に旧審査会の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件をもつて、審査会の職員となるものとする。

5 この法律の施行の際現に地方委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、第十九条第一項の規定により地方委員会の委員長を命ぜられたものとみなす。

(廃分等に関する経過措置)
第六条 従前の中央更生保護審査会の委員長又は委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第六条第一項の規定により審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第七条の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(合議体の審理に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前に旧審査会の委員長又は委員が行った附則第十二条第一号の規定による廃止前の犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第一百四十二条。以下「旧犯罪者予防更生法」という。)第八条第二項に規定する旧審査会の委員長又は委員としての職務上の義務違反その他旧審査会の委員長又は委員たるにふさわしくない非行は、審査会の委員長又は委員として行った第九条第二項に規定する職務上の義務違反その他委員長又は委員たるにふさわしくない非行とな

定による申請について地方委員会の委員により審理が開始されているときは、当該委員を構成員とする第二十三条第一項の合議体により第十四条の規定による審理が開始されているものとみなす。この場合において、この法律の施行前に当該委員による審理として行われた行為は、当該合議体による第二十五条第一項の調査として行われた行為とみなす。

4 3 この法律の施行前に旧法令の規定に基づき地方委員会がした決定であつて、その告知が行われていないものに係る告知の方法については、第二十七条第二項から第四項までの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

行の日以後とする旧犯罪者予防更生法第三十一
条第二項(附則第二十一条の規定による改正前
の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第
二十五条第三項において準用する場合を含む。)
の決定がされ、当該処放の日までの間にその処
放が相当でないと認められる特別の事情が生じ
た場合における当該決定に係る手続について
は、第三十九条第四項の規定にかかわらず、な
お従前の例による。

(保護観察に関する経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる者に対する保護観
察については、同表の中欄に掲げる規定は適用
せず、同表の下欄に掲げる規定は、なおその効
力を有する。

この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者	この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者	この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十五条第二項、第五十五条、第五十六条並びに第五十七条第一項	第四十九条から第五十一条まで、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十五条
この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者	この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第五十五条	二条、第三十四条及び第三十五条	旧犯罪者予防更生法第三十一条
条第一項	三項、第五十四条第二項、第五十五条、第五十六条並びに第五十七条	十四条	四条、第三十五条及び第三十六条

この法律の施行前に旧壳春防法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者
前項の表の上欄に掲げる者は中同表の中欄に掲げる字句は

			この法律の施行前に刑法第二 第四十九条第一項、第五十条、第 十五條の二第一項の規定によ る保護観察に付する旨の言渡 しを受けた者
項並びに第八十一条第四項	附則第二十一条の規定による改正 止法第二十五条第三項において 準用する旧犯罪者予防更生 法第三十一条第二項の規定に よる婦人補導院からの仮退院 を許す旨の決定を受けた者	附則第二十一条の規定による改正 止法第二十五条第三項において 準用する新壳春防止法」という。 第二十六条第二項において準用する 第四十九条第一項、第五十条、第五 十一條、第五十二条第四項及び 第五項、第五十三条第一項、第五 十五条第一項並びに第五十七条第一 項、第五十六条、第五十七条第一 項並びに第八十一条第四項	旧壳春防止法第二十五条第 三項において準用する旧犯 罪者予防更生法第三十二条 並びに旧壳春防止法第二十 六条第二項において準用す る旧犯罪者予防更生法第三 十四条及び第三十五条
項	前項の表の上欄に掲げる者 中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	前項の表の上欄に掲げる者 中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	前項の表の上欄に掲げる者 中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第二十七条第四項	第五十条第四号(壳春防止法第 二十六条第二項において準用す る場合を含む。)の規定により居 住すべき住居(第五十一条第二 項第五号(同法第二十六条第二 項において準用する場合を含 む。)の規定により宿泊すべき特 定の場所が定められている場合 には、当該場所)	附則第五条第一項の規定によりなおその効 力を有することとされる附則第十二条第一 号の規定による廃止前の犯罪者予防更生法 (昭和二十四年法律第百四十二号。以下「旧 犯罪者予防更生法」という。)第三十四条第 二項(附則第二十一条の規定による改正前 の壳春防止法第二十六条第二項において準 用する場合を含む。)の規定により居住すべ き住居又は附則第五条第一項の規定により なおその効力を有することとされる附則第 十二条第二号の規定による廃止前の執行猶 予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十 八号。以下「旧執行猶予者保護観察法」とい う。)第五条第一項の規定による届出若しく は許可に係る住居	旧执行猶予者保护观察法第 二条、第五条及び第七条

官報(号外)

第四十八条	この章	
第五十七条第二項	前項の指導監督	この章(第四十九条から第五十六条まで及び第五十七条第一項を除く)並びに附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十二条、第三十四条、第三十五条及び第三十八条並びに旧執行猶予者保護観察法第二条、第五条及び第七条
第六十三条第二項	第五十条第四号に規定する住居に居住しないとき(第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊しないとき)	附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十五条又は旧執行猶予者保護観察法第七条の指導監督
第六十三条第二項	一定の住居に居住しないとき	附則第五条第一項の規定により定められた特別の遵守事項

第七十条第三項	第五十条及び第六十三条	
第七十条第六項	第五十条	附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十四条第二項
第八十一条第二項	第五十七条第二項	附則第五条第一項の規定により定められた特別の遵守事項
第五十条及び第六十三条	第五十条	附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十五条第二項

官報(号外)

3 護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」

4 この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者に対する新売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第二項の規定の適用については、同項中「前項の指導監督」とあるのは、「附則第二十一条の規定による改正前の売春防止法第二十六条第二項において準用する附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる附則第十二条第一号の規定による廃止前の犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第三十五条の指導監督」とする。

5 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律(平成十八年法律第十五号)の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けていた者であつてこの法律の施行の際現に当該保護観察に付されているものに対する第二十七条及び第八十一条の規定の適用については、第二十七条第四項中「第五十条第四号(売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により居住すべき住居(第五十一条第二項第五号(同法第二十一条の規定による改正前の売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により宿泊すべき特定の場所が定められていない場合には、当該場所」とあるのは「附則第五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律(平成十八年法律第十五号)による改正前の執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)第五条の規定による届出に係る住居」と、第八十一条第三項中「に対するもとの保護観察に付されている期間中遵守すべき事項については、第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により保護観察に付されるときはあらかじめ保護観察所の長に届け出ること」とする。

7 この法律の施行の際現に旧執行猶予者保護観察法第八条第一項に規定する保護観察の仮解除がされている者に対する当該仮解除の効力については、第二項及び第五項の規定により読み替えて適用される第八十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 第八条 地方委員会が旧犯罪者予防更生法、旧執行猶予者保護観察法又は旧売春防止法の規定にかかると、善行を保持すること及び住居を移転するときはあらかじめ保護観察所の長に届け出ること」とする。

9 この法律の施行の際現に旧犯罪者予防更生法第三十三条第四項の規定による保護観察の停止がされている者に対する当該停止の効力については、第二項の規定により読み替えて適用される第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 第八条第一項に規定する費用とみなす。

(費用の徴収に関する経過措置)

11 第九条 この法律の施行前に生じた旧犯罪者予防更生法第六十条第一項に規定する費用は、第九十八条第一項に規定する費用とみなす。

(罰則に関する経過措置)

12 第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(調整規定)

13 第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 第十一条 少年法等一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、少年法等一部改正法の施行の日の前日までの間ににおける第五十一条第二項及び第七十条第二項の規定の適用については、第五十一条第二項中「刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「並びに刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項」と、

三項の引致状とみなし、この法律の施行前に発せられた旧執行猶予者保護観察法第十条第二項の引致状は、第六十三条第二項の引致状とみなす。

第七条 この法律の施行前にされた旧執行猶予者保護観察法第四条の申出は、第八十三条の同意とみなす。

(生活環境の調整に関する経過措置)

第八条 地方委員会が旧犯罪者予防更生法、旧執行猶予者保護観察法又は旧売春防止法の規定によりした決定に係る記録は、第九十七条第一項(新売春防止法第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する審理及び決定に関する記録とみなす。

<p>第七十条第二項中「第五十九条」とあるのは「第五十八条」と、「第六十七条及び」とあるのは「及び」とする。</p> <p>2 第六十七条の規定は、少年法等一部改正法の施行の日以後に少年法等一部改正法第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。</p> <p>(犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の廃止)</p> <p>第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。</p> <p>一 犯罪者予防更生法</p>	<p>二 執行猶予者保護観察法 (地方自治法の一部改正)</p> <p>第三十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>(犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の項及び執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の項を削り、別表第一「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)」の項及び執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の項を削り、同表壳春防正法(昭和三十一年法律第百一十八号)の項中「犯罪者予防更生法第六十条第二項」を「更生保護法(平成十九年法律第号)第九十八条第二項」に改め、同表に次のように加えられる。</p> <p>第十九条第二項の規定により市町村が処理することとされる。</p>
<p>(少年法の一部改正)</p> <p>第十四条 少年法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十六条の四第一項中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十一条の三第二項」を「更生保護法(平成十九年法律第号)第六十七条第二項」に改める。</p> <p>(少年院法の一部改正)</p> <p>第十五条 少年院法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条中「の申請」を「を許すべき旨の申出」に改める。</p> <p>(犯罪者予防更生法の一部改正)</p> <p>第十六条 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」</p>	<p>に改める。</p> <p>第三十条の次に次の二条を加える。</p> <p>(被害者等の意見等の聴取)</p> <p>第三十二条の二 委員会は、仮釈放又は仮退院に係る第二十九条の審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等(本人が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この項において「被害者」という)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ)から、本人の仮釈放又は仮退院に関する意見及び被害に関連することができる。この場合において、同</p>
<p>する心情(以下この条において「意見等」という)を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他的事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができるとする。</p> <p>第三章第二節中第四十二条の二の次に次の一條を加える。</p> <p>(被害者等の心情等の伝達)</p> <p>第四十二条の三 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けていける者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は本人の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という)の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をする命令で定めるところにより、被害者等(本人が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この項において「被害者」という)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ)から、本人の仮</p>	<p>が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>第五十八条第二項ただし書中「但し」を「ただしに」「を傷つける虞」を「若しくは生活の平穀を害するおそれ」に改める。</p> <p>第十七条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三項中「犯罪者予防更生法(昭和二年法律第百四十二号)第四十一条又は執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)第十条」を「更生保護法(平成十九年法律第号)第六十三条第二項又は第三項」に改める。</p> <p>第十八条 保護司法の一部を次のように改める。</p> <p>(保護司法の一部改正)</p> <p>第一条、第八条の二第二号、第二号及び第四号並びに第十七条中「の改善及び更生」を「及び非行のある少年の改善更生」に改める。</p> <p>(執行猶予者保護観察法の一部改正)</p> <p>第十九条 執行猶予者保護観察法の一部を次のように改正する。</p> <p>2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同</p>
<p>項ただし書の規定により当該保護観察所の長</p> <p>が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>第七条の二 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けている者について、被害者等(本人が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ)から、本人の仮</p>	<p>が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>第七条の二 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けている者について、被害者等(本人が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ)から、本人の仮</p>

法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は本人の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という。)の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聽取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが本人の改善及び更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当地ないと認めるときは、この限りでない。

2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならない。

(売春防止法の一部改正)

第二十条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第二十九条から第三十二まで」を「第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条」に改める。

第二十二条 売春防止法の一部を次のように改正する。

改め、同条第一項中「社会復帰を円滑にするため」を「について、その社会復帰を円滑にするため」に、「環境の調整に関する措置を講ずることができる」を「家族その他の関係人を訪問して協力を求める」とその他の方法により、釈放後の居住、就業先その他の生活環境の調整を行うものとするに改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」という。)第五十二条」を「更生保護法(平成十九年法律第号)第六十一条第一項」に改める。

第二十五条の見出しを「(仮退院を許す処分)に改め、同条第一項中「に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により」を「について」に、「仮退院」を「決定をもつて、仮退院」に改め、同条第二項中「すみやかに、これを速やかに、その旨」に改め、同条第三項中「予防更生法第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条」を「更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項まで」に、「第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「売春防止法第二十五条第二項」を「第三十条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)とあるのは婦人補導院の長」と、同法第三十九条第三項」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する

第三十七条第二項中「第八十二条」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項第五号」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」とあるのは「婦人補導院」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで並びに第六十一条から第六十四条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第三号中「第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。)」とあり、及び同条第四号中「第三十九条第三項」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する

項中「第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十条第一項又は第四十一条」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「徴役若しくは禁錮の刑又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十七条第一項」と、同条第九項の決議による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

第二十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「仮退院中」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中に、「遵守しなかつた」を「遵守しなかつた」と認め、同法第五十条第三号中「第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。)」とあり、及び同条第二十七項を次のように改める。

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第七十三条

(第三項を除く。)の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第六十三条第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第四項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

第二十七条第三項中「前項の規定」を「前項に、「予防更生法第四十五条第二項」を「更生保護法第七十三条第一項」に改める。

第二十七条の二中「及び第二十九条」を「の規定及び第二十九条において準用する更生保護法」に改める。

第二十八条第一項中「第二十七条第一項の規定による地方委員会の」を「この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした」に、「対して」を

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同法第八十五条から第八十七条まで及び第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に関与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設(労役場に留置され

補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条に改める。

第二十九条を次のように改める。

(更生保護法の準用)
第二十九条 更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてしたこととされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定により同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

(少年の保護事件に係る補償に関する法律の一
部改正)
第二十二条 少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第一百四十二号)第四十三条第一項若しくは第二項」を「更生保護法(平成十九年法律第号)第七十二条第一項」に、「犯罪者予防更生法」を「更生保護法」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)
第二十三条 第二十二条第一項中「犯罪をした者」の下に「及び非行のある少年」を加える。

(国際受刑者移送法の一部改正)
第二十四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第四十二条の二」の下に「、第四十二条の三」を加える。

(国際受刑者移送法の一部改正)
第二十五条 国際受刑者移送法(昭和二十四年法律第一百四十二号)第二条、第三条、第十二条、第十八条、第二十八条から第三十二条まで、第三十三条第一項及び第二項、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条から第四十条の二まで、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十四条、第四十五条(第三項を除く。)、第四十八条の二から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十条まで「更生保護法(平成十九年法律第号)」に改め、「犯罪をした者」の下に「及び非行のある少年」を加え、「更生する」を「改善更生する」に改める。

(第二条第二項中「更生の」を「改善更生の」に、
「宿泊所」を「宿泊場所」に、「教養、訓練」を「教養訓練」に、「環境」を「生活環境」に、「その更生」を「その改善更生」に改め、同条第三項中「帰

いた場合には、当該労役場が附置された刑事施設の長若しくは少年院の長」とあるのは「が収容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第八号に該当した者」とあるのは「元春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

(改善更生に)に改める。

第三条第一項中「更生の」を「改善更生の」に改め、同条第二項中「の更生」を「及び非行のある少年の改善更生」に改め、同条第三項中「更生の」を「改善更生の」に改める。

第六条第一項中「の更生」を「及び非行のある少年の改善更生」に改める。

第四十九条の二第二号中「環境」を「生活環境」に改める。

第六十一条の二中「犯罪をした者」の下に「及び非行のある少年」を加える。

第六十六条号の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第四十二条の二」の下に「、第四十二条の三」を加える。

第二十四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 国際受刑者移送法(昭和二十四年法律第一百四十二号)第二条、第三条、第十二条、第十八条、第二十八条から第三十二条まで、第三十三条第一項及び第二項、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条から第四十条の二まで、第四十二条の二、第四十二条の三、第四十四条、第四十五条(第三項を除く。)、第四十八条の二から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十条まで「更生保護法(平成十九年法律第号)」に改め、「犯罪をした者」の下に「及び非行のある少年」を加え、「更生する」を「改善更生する」に改める。

(第二条第二項中「更生の」を「改善更生の」に、
「宿泊所」を「宿泊場所」に、「教養、訓練」を「教養訓練」に、「環境」を「生活環境」に、「その更生」を「その改善更生」に改め、同条第三項中「帰

で、タクシー業務の適正化に向けて、現行法上の緊急調整地域制度を活用しつつ、必要に応じ総量規制についても検討すること。

二、指定地域の要件については利用者及び事業者に分かりやすい基準を設定することともに、重要な指標となる流し比率等に関して定期調査を実施し、その結果等を踏まえて適時指定地域の見直しを行うこと。

また、指定地域において登録を拒否され又は取り消されるなどした運転者による指定地域外での不適切な業務が横行するような場合には、是正措置について検討すること。

三、指定地域における登録要件である講習について、その実効性を確保するため、適正な実施と厳正な効果測定が行われるようにすること。また、登録後についても、タクシー事業を取り巻く状況の変化に応じて、適時適切な講習が行われるようにすること。

四、タクシー事故や利用者からの苦情等が多発している状況を改善し、タクシー事業が安全・安心な輸送サービス機関として利用者の信頼を得られるよう、自動車運送事業に対する指導・監督の強化に必要な自動車運送事業監査担当要員の員数を確保すること。

五、タクシー運賃については、事業の健全な経営及び運転者の待遇改善が輸送の安全と利用者利便の向上に資することから、社会経済情勢を反映した適正な人件費、実態価格に基づく燃料油脂費、車歴に応じた車両修繕費等を踏まえた査定を行ふとともに、申請に対しても適時適切に改定が行われるようにすること。

六、少子高齢社会の進展に向けて、タクシー事業が「総合生活移動産業」に移行するために必要な環境整備について、具体的な内容、実施時期等を早期に明らかにすること。

また、今後、需要が増大すると見込まれる福祉輸送サービス及び乗合タクシー等について、具体的な内容、実施時期等を早期に明らかにすること。

七、近年における地方分権の推進、都市間格差の拡大にかんがみ、タクシー事業についても地域の実情に応じた対応ができるような制度の在り方について検討を進めること。

右決議する。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十日

参議院議長 扇 千景殿 衆議院議長 河野 洋平

第一条 第五項中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条第五項中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条第一項中「に」を「いすれかに」に、「若しくは第二号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「関して」を「輸送の安全又は利用者の利便を確保すること」に、「輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある場合の状況に照らして、」に、「が適正に行われてない」を「の適正化を図る必要がある」に改め、同条に次の一項を加える。

六 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

第四条第一項中「登録」の下に「第三節を除き、」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「添附し」を「添付し」に改める。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録タクシー運転者証」を「登録タクシー運転者証等」に、「第十八条」を「第十八条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第八条第一項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 第九条第一項中「に」を「いすれかに」に、「若しくは第二号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「関して」を「輸送の安全又は利用者の利便を確保すること」に、「輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたとき。

第二章 第二節の節名を次のよう改める。

第二節 登録タクシー運転者証等

（講習の命令）

第十八条の二 国土交通大臣は、タクシー事業者に對し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせるよう命ずることができる。

三に、「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「第二十九条」を「第三十二条の三」に、「第三十条」、「第三十三条」を「第三十三条」に、「第六十条」を「第六十二条」に改める。

第一条中「実施し」の下に「特定指定地域において」を、「もつて」の下に「輸送の安全及び」を加える。

第二条第五項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第五項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第一項中「に」を「いすれかに」に、「若しくは第二号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「関して」を「輸送の安全又は利用者の利便を確保すること」に、「輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 第九条第一項中「に」を「いすれかに」に、「若しくは第二号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「関して」を「輸送の安全又は利用者の利便を確保すること」に、「輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたとき。

第二章 第二節の節名を次のよう改める。

第二節 登録タクシー運転者証等

（講習の命令）

第十八条の二 国土交通大臣は、タクシー事業者に對し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせるよう命ずることができる。

(登録運転者業務経歴証明書の交付)

第十八条の三 登録運転者は、国土交通大臣に対し、第九条第一項第三号に規定する重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歷に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面(次項において「登録運転者業務経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

第二章 第三節 の節名を次のように改める。

第三節 登録実施機関

第十九条から第二十二条までを次のように改めること。

(登録等)

第十九条 國土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該指定地域に係る次に掲げる國土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第四条から第十二条まで(第九条を除く。)に規定する事務
二 第十四条から第十七条までに規定する事務
三 前条に規定する事務
四 第四十六条第二項に規定する事務

2 國土交通大臣は、前項の登録を申請した者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この条及び第六十一条第二項において「団体」という。)を含む。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定めること。

2 前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

る。
一 登録事務等を行うために必要な設備を有し、これを用いて登録事務等を行うものであること。
二 登録事務等の信頼性の確保のために専任の管理者が置かれていること。
3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
一 この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)であつて、その業務を行う役員等(法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
4 第一項の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては、その代表者等(法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をいいう。以下同じ。)の氏名
三 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地

は、当該登録実施機関が行う当該指定地域に係る登録事務等を行わないものとする。
6 登録実施機関が登録事務等を行う場合における第四条から第十二条まで(第九条を除く。)、第十四条から第十七条まで、前条及び第四十六条第二項の規定の適用については、これらの規定第七条第一項第四号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

7 国土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を関係する登録実施機関に通知しなければならない。

8 國土交通大臣は、登録実施機関が第一項第三号に掲げる事務を行う場合において、当該事務を行うため必要な事項について国土交通大臣に照会したときは、照会に係る事項を当該登録実施機関に通知するものとする。

(登録の更新)
第二十条 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の登録の更新は、登録の更新を受けようとする者の申請により行う。
3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の登録の更新について準用する。

(登録事務等の実施に係る義務)
第二十一条 登録実施機関は、登録事務等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録事務等を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならぬ。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならぬ。

ばならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十二条 登録実施機関は、第十九条第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

二 二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

三 第二十三条の見出しを「(登録事務等規程)」に改め、同条第一項中「指定登録機関は」を「登録実施機関は、登録事務等の開始前に」に、「事務規程」を「登録事務等規程」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録事務等規程には、登録事務等の実施方法、登録事務等に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

四 第二十四条を削る。
第二十五条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に改め、同条第二項中「指定登録機関の代表者の」を「登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)の」に、「指定登録機関の代表者に」を「登録実施機関の代表者等に」に改め、同条第三項中「国土交通大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者」を「登録実施機関の代表者等」に改め、同条を第二十四条とす。

五 第二十六条を削る。
第二十七条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「役員若しくは職員(登録諮詢委員会の委員を含む。次項において同じ。)」を「役員等

官報(号外)

(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。)若しくは職員若しくは登録諸問委員会の委員に改め、同条第二項中「指定登録機関を「登録実施機関」に、「役員及び職員」を「役員等及び職員並びに登録諸問委員会の委員」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。)若しくは職員若しくは登録諸問委員会の委員に改め、同条第二項中「指定登録機関を「登録実施機関」に、「役員及び職員」を「役員等及び職員並びに登録諸問委員会の委員」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて、他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(登録事務等の休廃止)

第二十七条 登録実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十八条 及び第二十九条を次のように改め

一 第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十二条、第二十六条第一項、第二十七

条又は次条の規定に違反したとき。

三 第二十三条第一項の認可を受けず、又は同

項の認可を受けた登録事務等規程によらない

で登録事務等を実施したとき。

四 第二十三条第三項、第二十八条又は前条の

規定による命令に違反したとき。

五 正當な理由がないのに第二十六条第二項各

号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により第二十九条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十二条 国土交通大臣は、次の場合には、そ

の旨を官報に公示しなければならない。

一 第十九条第一項の登録をしたとき。

二 第二十二条の規定による届出があつたとき。

三 第二十七条の許可をしたとき。

四 第三十条の規定により登録を取り消し、又

第二章第三節中第二十九条の次に次の五条を加える。

は登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第三十二条の三第一項の規定により国土交

通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つてはいた登録事務等の全部若しくは一部を行わないことをとするとき。

(審査請求)

第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交

通大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法

律第百六十号)による審査請求をすることがで

きる。

(国土交通大臣による登録事務等の実施)

第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録事務等の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を停止する場合又は国土交通大臣が第三十条の規定により登録を取り消した場合における登録事務等の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第三十四条第一項中「指定地域」を「特定指定地

(号外)

事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

(施行前にされた登録の申請に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前のタクシー業務適正化特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の規定による申請であつて、この法律の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(登録の取消しに関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、この法律の施行後に同号に規定する重大な事故を引き起こした登録運転者について適用する。

(指定登録機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、新法第十九条第一項の登録を受けているものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第六条 旧法第十九条第一項の登録事務等に従事する旧法第二十二条第一項の指定登録機関の役員又は職員(旧法第二十五条第三項の登録諮問委員会の委員を含む。)であつた者に係る当該登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(審査請求に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に基づき旧法第二十二条第一項の指定登録機関の行う旧法第十九条第一項の登録事務等に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)によ

る審査請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第百二十五号の二を第百二十五号の三とし、第一百二十五号の次に次のように加え る。

百二十五の二 タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九条第一項(登録実施機関の登録)の登録(更

新の登録を除く。)

登録件数	一件につき九万円

賛成者氏名 投票者氏名 日程第一 更生保護法案(内閣提出、衆議院送付) 一八四名	泉 信也君 岩井 国臣君 岩永 浩美君 小野 清子君 太田 豊秋君 岡田 広君 加納 時男君 景山俊太郎君 神取 忍君 木村 仁君 岸 信夫君 佐藤 昭郎君 沓掛 哲男君 小池 正勝君 小林 温君 佐藤 泰三君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 田浦 直君 田村耕太郎君 中原 敬三君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 真人君 中村 博彦君 谷川 秀善君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中曾根弘文君	市川 一朗君 岩城 光英君 魚住 汎英君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 狩野 安君 片山虎之助君 河合 常則君 岸 宏一君 北川イッセイ君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 山東 昭子君 椎名 一保君 末松 信介君 関口 昌一君 田中 直紀君 竹山 裕君
---	---	--

官 報 (号 外)

平成十九年六月八日

參議院會議錄第三十四號

投票者氏名

反对者氏名

名

藤末	広中和歌子君	前川	健三君	水岡	前田	藤本	祐司君	福山	哲郎君
増子	輝彦君	清成君	松下	新平君	円	より子君	峰崎	直樹君	
蓮	俊一君	築瀬	柳田	柳岡	松岡	徹君	柳澤	光美君	
渡辺	秀央君	蓮	漁君	峰	前田	武志君	山下	八洲夫君	
浮島とも子君	風間	柳	稔君	八	和田ひろ子君	和田	荒木	清寛君	
木庭健太郎君	木庭健太郎君	築	俊君	九	柳澤	修一君	加藤	修一君	
白浜	白浜	築瀬	和	昭三君	草川	雄二君	草川	昭三君	
谷合	谷合	築	和	雄二君	澤	高野	博師君	澤	
浜田	浜田	築瀬	和	高野	西田	実仁君	西田	実仁君	
弘友	弘友	築瀬	和	高野	浜	四津敏子君	浜	四津敏子君	
松	松	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
山下	山下	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
渡辺	渡辺	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
井上	井上	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
緒方	緒方	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
小池	小池	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
大門実紀史君	大門実紀史君	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
近藤	近藤	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
吉川	吉川	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
荒井	荒井	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
測上	測上	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
貞雄君	貞雄君	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
長谷川憲正君	今泉	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
鈴木	鈴木	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	
陽悦君	陽悦君	築瀬	和	高野	口	那津男君	口	那津男君	

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

平成十九年六月八日 参議院会議録第二十四号

発行所
二東京一〇五番四四四号虎ノ門二四五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 一一〇円
本号一部